

排出総量

1. 課題

国内排出量取引制度は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、大口排出源の温室効果ガス排出量に排出枠を設定し、排出量の削減を担保するための制度であり、柔軟な義務履行を可能とする観点から排出枠の取引等を義務履行の選択肢として認めるものである。この場合、国内排出量取引制度が対象とする排出量の総量（排出総量）について、排出総量の性格や、設定方法、中長期目標との整合性を整理する必要がある。

2. 検討

①排出総量の性格

個々の排出枠の設定を、各事業者のこれまでの削減努力の程度や今後導入可能な技術の内容や程度等事業者の削減ポテンシャルに着目して設定する場合、個々の事業者の排出枠の設定とは別に、我が国全体の削減ポテンシャルを踏まえた排出総量を設定し、個々の排出枠の合計が中長期目標の実現に向けて適切なものとなっているか否かの判断や、国内排出量取引制度の対象外の分野での追加的な対策が必要か否かの判断を行う目安として用いることが適当である。

排出総量は、全体の削減ポテンシャルを踏まえて設定するため、事業者の削減ポテンシャルに着目して設定した個々の排出枠の合計と概ね一致することが見込まれる。仮に目安としての排出総量と個々の事業者の排出枠の合計との間で、相当程度の乖離があれば、両者の設定のいずれかが中長期目標の実現に向けて不適切なものであったことになり、何らかの形で見直すことが必要となる。この場合、個々の事業者の排出枠の設定が実際の削減ポテンシャルに即したものであれば、マクロ的な視野で策定したロードマップの結論や、それを受けて地球温暖化対策基本法に基づき策定される基本計画の内容を点検し、追加的な施策が必要か検討することが考えられる。

なお、排出総量については、国全体の削減目標から一方的に個別の排出枠を設定する考え方もある。このように、技術導入余地を考慮せず、排出総量から一方的に個々の排出枠をいわばトップダウン的に設定する場合は、個々の排出枠の設定に当たって実際の削減ポテンシャルを考慮する余地がなくなり、制度対象者の排出削減のためのコストが高いものになってしまうため、適当でない。

②排出総量の設定方法

大口排出源に対する規制という国内排出量取引制度の趣旨からも、大規模排出事業所からの排出に制度の対象を限定し、当該排出量の総量を排出総量とすべきである。

目安としての排出総量の推計に当たっては、我が国全体の削減ポテンシャルを精査しつつ環境省で検討中の中長期ロードマップの結論や、それを受けて地球温暖化対策基本法に基づき策定される基本計画を踏まえ、制度対象者からの排出量のカバー率等を勘案して算出することが考えられる。

③排出総量の内容

排出総量については、個別の排出枠の設定が適切か否かを判断するのに必要なものであるから、対象期間ごとに定める必要がある。

また、事業者の予見可能性を確保するため、次期対象期間の排出総量についても設定時点の見込みを示すことが必要である。

さらに長期的な排出総量の推移についても、事業者の長期的視点に立った投資を促すために、できる限り先々まで定めることが望ましい。その際、環境省で検討中の中長期ロードマップの結論や、それを受けて地球温暖化対策基本法に基づき策定される基本計画において示される中長期の排出総量の見込み（2020、2030、2040、2050）を基に示すことが考えられる。逆に、こうした見込みの根拠がなく例えば毎年〇%削減とすることは避けるべきである。

3. 方針（案）

個々の排出枠の設定は、個々の事業者のこれまでの削減努力の程度や今後導入可能な技術の内容や程度等事業者の削減ポテンシャルに着目して設定することとする。我が国全体の削減ポテンシャルを踏まえて排出総量を設定し、個々の排出枠の合計が中長期目標の実現に向けて適切なものとなっているか否かの判断や、国内排出量取引制度の対象外の分野での追加的な対策が必要か否かの判断を行う目安として用いる。

目安としての排出総量の推計に当たっては、我が国全体の削減ポテンシャルを精査しつつ環境省で検討中の中長期ロードマップの結論や、それを受けて地球温暖化対策基本法に基づき策定される基本計画を踏まえて設定することとする。

排出総量については、対象期間ごとに定めることとし、次期対象期間についても設定時点の見込みを示す。対象期間後の排出総量の推移についても、出来る限り先々まで示すことが望ましい。

(参考)

個別事業者の排出枠の設定とその目安として活用する排出量の総量

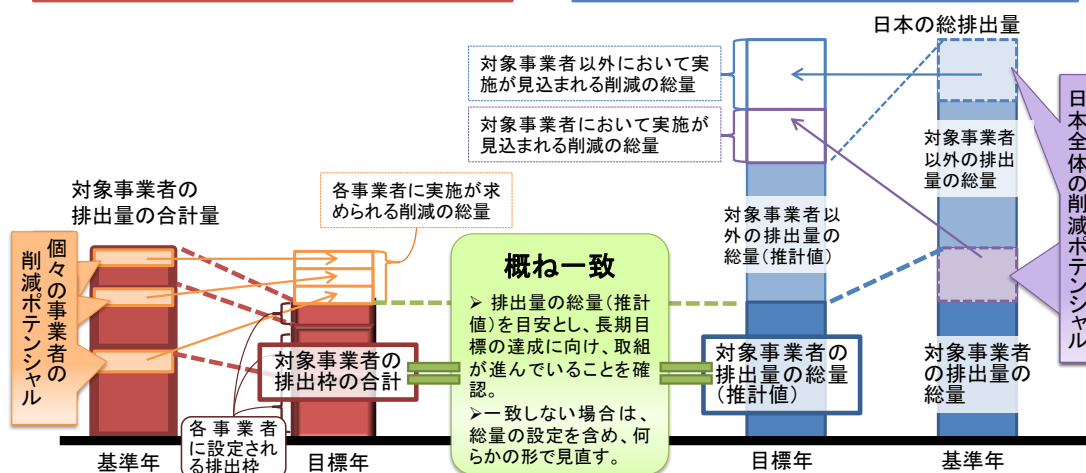
個々の事業者の排出枠の設定は、各事業者の排出実績や対策技術の導入余地など、削減ポテンシャルを踏まえることとしているが、そうした設定が中長期目標の達成に向け適切なものであるか否かを確認する目安として排出量の総量を設定する。

個別事業者の排出枠の設定作業

個々の事業者のこれまでの削減努力の程度や今後導入可能な技術の内容や程度等事業者の削減ポテンシャルに着目して設定。

排出量の総量の設定作業

中長期目標の達成に向け、日本全体で導入可能な削減対策の総量を積み上げた結果に基づき、対象事業者の排出量の総量を推計。



<総量の設定方針について>

【EU-ETS】

- 2020年までの第2フェーズの骨格が決まっており、一部の業種に係る無償割当のウェイトについて、2013年に80%、2020年に30%、2027年にはゼロを目指すとしており、2020年以降も継続させる意図が明確。
- また、2020年に制度対象部門の排出量が2005年比21%となるよう、2013年以降、毎年1.74%ずつ排出枠の総量は減少させる。必要に応じ2025年までに見直し。

【米国ケリー・リーバーマン法案】

- 国全体及びキャップ・アンド・トレードの対象部門の削減目標として、2005年比で、2013年に4.75削減%、2020年に17%削減、2030年に42%削減、2050年に83%削減することを明記。2050年に至る各年での割当総量を定めている。

【東京都の総量削減義務と排出量取引制度】

- 2020年に2000年比25%削減するとの目標の達成に向けた、2020年度の業務・産業部門の削減目標を、2000年度と比べて17%削減する水準に設定。この業務・産業部門における削減目標達成に必要な、本制度の対象事業所（大規模事業所部門）の総量削減目標（排出上限目標量）を計画期間毎に設定することとしている。第一計画期間は2010～2014年度、第二計画期間は2015～2019年度とし、以後、4年ごとに期間を区切って設定。第一計画期間の総量削減目標は、大規模事業所部門の基準排出量から5%削減した水準に設定（第二計画期間の見通しは17%程度）。

＜対象部門の考え方について＞

【EU-ETS】

- 発電、産業、航空部門を対象とする。第2フェーズより、アルミ、化学、CCS等を追加。
- いずれも、大規模な排出源（川下）を対象とする。

【米国ケリー・リーバーマン法案】

- 発電、産業、運輸、CCSを対象とする。
- 川上と川下の組み合わせにより、発電や大規模産業については川下、家庭用/輸送用燃料等は川上で捉える。

【東京都の総量削減義務と排出量取引制度】

- 業務・産業部門の大規模事業所（エネルギー消費量が原油換算年間1,500kℓ以上）を対象とする。主たる対象事業所はオフィスビル等の業務部門（約8割）。
- 2020年までの第2フェーズの骨格が決まっており、一部の業種に係る無償割当のウェイトについて、2013年に80%、2020年に30%、2027年にはゼロを目指すとしており、2020年以降も継続させる意図が明確。